

国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

IASB 公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」の概要

ASBJ 専門研究員 かが けいた
春日 敬太

1. はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2021 年 7 月 28 日に公開草案「IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始—比較情報」（以下「本公開草案」という。）を公表した。本稿では、本公開草案における内容の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 経緯

多くの保険企業は、IFRS 第 9 号「金融商品」の一時的な免除¹を利用して、IFRS 第 9 号と

IFRS 第 17 号「保険契約」を 2023 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に同時に初めて適用する。

しかし、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号は、経過措置が次のとおり異なっている。

- (1) IFRS 第 17 号は、適用開始日²の直前期³について IFRS 第 17 号を適用して比較情報を表示する（修正再表示する）ことを企業に要求している。
- (2) IFRS 第 9 号は、比較情報の修正再表示を認めているが、要求はしていない。また、IFRS 第 9 号は、適用開始日前に認識の中止が行われた項目についての比較情報の修正再表示を認めていない。

こうした経過措置の相違により、IFRS 第 17 号と IFRS 第 9 号の適用開始時に表示される比

1 IFRS 第 9 号は 2018 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から発効しているが、IFRS 第 17 号は 2023 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から発効する。IFRS 第 4 号「保険契約」（IFRS 第 17 号により廃止される。）は、活動が保険に支配的に関連している企業（保険企業）に対し IFRS 第 9 号の適用の一時的な免除を与えており、2023 年 1 月 1 日より前に開始する事業年度について IFRS 第 9 号ではなく IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」を適用することを認めている。

2 IFRS 第 17 号 C2 項(a)は、IFRS 第 17 号の適用開始日は、企業が IFRS 第 17 号を最初に適用する事業年度の期首であると規定している。

3 IFRS 第 17 号 C2 項(b)は、IFRS 第 17 号への移行日は適用開始日の直前の事業年度の期首であると規定している。しかし、企業が IFRS 第 17 号 C25 項を適用するにあたり、それより古い期間について修正再表示した比較情報を自発的に表示する場合は、移行日は表示した最も古い修正再表示した比較対象期間の期首となるとしている。

比較情報において、IFRS 第9号について金融資産を修正再表示していない状況で重大な一過性の会計上のミスマッチが生じ、比較情報の有用性に重大な影響を与える可能性があるという情報が一部の企業から寄せられた。

そこで、本公開草案は、IFRS 第17号とIFRS 第9号の適用開始時に表示される比較情報の有用性を改善できるようにするためのIFRS 第17号の狭い範囲の修正として、企業が当該金融資産に後述する「分類上書き」(IFRS 第9号の分類及び測定 of 要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように比較情報を表示すること)を適用することを認めることを提案している。

3. 本公開草案の概要

分類上書きの概要及び適用条件

本公開草案は、一定の要件の下、企業が分類上書きを適用して比較情報を表示することを認めることを提案している。分類上書きの適用は任意であり、適用する場合にはその旨を開示しなければならないとしている。

分類上書きは、後述の要件を満たす金融資産の分類を、合理的で裏付け可能な情報を使用して、IFRS 第9号の適用開始時の予想される分類と一致させ、当該分類を使用してIFRS 第9号の分類及び測定 of 要求事項が当該金融資産にずっと適用されていたかのように比較情報を表示することを企業に認める処理である (IFRS 第9号のセクション5.5における減損の要求事項を適用することは要求されない)。

分類上書きは、次の条件をすべて満たすとき

に適用可能である。

- (1) 企業は、IFRS 第17号とIFRS 第9号を同時に初めて適用する。
- (2) 比較情報は、IFRS 第17号について修正再表示されている⁴。
- (3) 比較情報は、IFRS 第9号について修正再表示されていない (対象となる金融資産については後述の(4)も参照)。
 - ① IFRS 第9号を適用して比較情報を修正再表示する企業については、比較対象期間に認識の中止が行われた金融資産のみに適用可能である (IFRS 第9号は、比較対象期間に認識の中止が行われた金融資産に適用されないからである)。
 - ② IFRS 第9号を適用して比較情報を修正再表示しない企業については、すべての金融資産について適用可能である。
- (4) 金融資産は、IFRS 第17号の範囲に含まれる契約に関連する活動に関して保有されている。

なお、分類上書きは金融商品ごとに適用可能とされている。

分類上書きの具体的な適用

(移行日 (2022年1月1日⁵) における処理)

金融資産がIFRS 第9号の適用開始時にどのように分類されると企業が予想するのかを決定するために、移行日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を使用しなければならない (例えば、IFRS 第9号への移行に備えるために行った予備的な評価を使用して)。

前述の予想に基づき、企業は金融資産を次のような分類とすることができる。

- (1) 負債性金融商品：償却原価、純損益を通じ

4 本公開草案のC28E項では、分類上書きはIFRS 第17号への移行日前の報告期間についての比較情報には適用しない旨が記載されている。

5 事業年度の末日が12月31日の企業で、IFRS 第17号の適用日は2023年1月1日、移行日は2022年1月1日であると仮定している。

て公正価値、又は、その他の包括利益を通じて公正価値

- (2) 資本性金融商品：純損益を通じて公正価値、又は、公正価値で公正価値変動はその他の包括利益

金融資産の従前の帳簿価額と分類上書きの適用により生じた移行日現在の帳簿価額との差額は、移行日において期首の利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の他の内訳項目）に認識しなければならない。

(適用日（2023年1月1日⁵）における処理）

分類上書きは IFRS 第9号の経過措置を修正しないことから、IFRS 第9号の適用開始日において引き続き認識される金融資産に IFRS 第9号の要求事項を適用することが要求される。

よって、企業が移行日において決定した金融資産の IFRS 第9号の適用時における予想される分類（事前分析）について、適用日において引き続き認識される金融資産の分類（事前分析）が正しいかどうかを評価することが必要になる。予想された分類（事前分析）が適切ではなくなっている場合には、企業は比較情報を適切な分類に従って更新することが必要となる。

4. 今後の予定⁶

本公開草案に対するコメント期限（2021年9月27日）後、コメントについて IASB ボード会議で議論を行い、2021年末までに本公開草案による修正の最終化が予定されている。

6 本資料執筆時点（2021年8月末現在）の情報に基づく。